

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道石狩市新港南三丁目703番34
氏名 合同会社ステリサイクル北海道
代表社員 ステリサイクル・インターナショナル・エルエルシー
職務執行者 ダニエル・ヴィンセント・ジネットィ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和3年(2021年)8月30日

許可の有効年月日 令和8年(2026年)7月5日

これは、ホームページからの写しです。

1. 事業の範囲
焼却(感染性産業廃棄物)。以下余白。
2. 事業の用に供するすべての施設
 - (1) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27
設置年月日 平成17年(2005年)3月24日
処理能力
(感染性産業廃棄物) 16.008 t/日(24時間) 0.667 t/時間
許可年月日 平成17年(2005年)3月14日
許可番号 上環生第3667号
 - (2) 施設の種類 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35
設置年月日 平成17年(2005年)12月27日
処理能力
(感染性産業廃棄物) 21.144 t/日(24時間) 0.881 t/時間
許可年月日 平成17年(2005年)7月22日
許可番号 上環生第1392号
 - (3) 施設の種類 保管施設1
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番27
面積 35.43 m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 85.03 m³
 - (4) 施設の種類 保管施設2
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35
面積 17.33 m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 39.86 m³
 - (5) 施設の種類 保管施設3
設置場所 北海道空知郡上富良野町1056番35
面積 136.6 m²
種類・感染性産業廃棄物。保管上限 409.8 m³



(2頁へ続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年(2012年)10月16日

変更許可(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))の追加。)

平成27年(2015年)3月19日

事業の一部廃止届出(焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、特定有害産業廃棄物(廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類は、鉛、有機燐化合物、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))の削除。)

平成28年(2016年)10月26日

許可の更新

令和3年(2021年)8月30日

許可の更新

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無